

福岡市内

指定就労移行支援事業者 様

指定就労継続支援A型事業者 様

指定就労継続支援B型事業者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

利益供与等の禁止の徹底について（通知）

標記の件につきまして、このたび、令和元年5月27日付で、平成26年1月23日付障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障がい保健福祉部長通知「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」が一部改正され、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援B型事業者（以下、「指定就労系サービス事業者」という。）における指導監査の主眼事項「利益供与等の禁止」に関し着眼点が追加されましたので、各指定就労系サービス事業者におかれましては、下記のとおり**利益供与等の禁止を徹底**くださいますようお願いいたします。

なお、本通知に違反したと認められるときは、障害者総合支援法第50条の規定に基づき、指定の取り消し等を行う場合がありますので申し添えいたします。

記

1 利益供与等の禁止の徹底

- (1) 指定就労系サービス事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定就労系サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- (2) 指定就労系サービス事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者もしくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- (3) 指定就労系サービス事業者は、障がい者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行ってはならない。

【具体例】

- ・利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与する

こと。

- ・障がい福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること。
- ・障がい福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に対し祝い金を授与すること。
- ・利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと。
- ・教材費や就労支援金など名目の如何を問わず、利用者に対して一律に金品を授与すること。

など

※(3)が今回の改正で新たに追加された項目です。

2 その他

利用者の支援に必要不可欠であり、利用者に対し金品を授与する以外に代替策がない場合など、どうしても利用者に対し金品の授与を行う必要がある場合は、当該金品の授与が利益供与等にあたらないことを客観的かつ明確に説明できるよう、**少なくとも**以下のような対応が求められます。

- ・個別支援計画に具体的に位置付けること。
- ・金品の授与が必要最低限であること。
- ・当該金品の授与が利用者の支援に真に効果的であることを説明できる資料及び記録を整備しておくこと。
- ・当該金品の用途及び金額を把握し、挙証資料（領収書等）を記録として残しておくこと。

理由や名目を問わず、利用者に対し金品の授与を行う場合は、必ず事前に当課までご相談ください。（現時点で金品の授与を行っている場合を含む。）決して事業者のみの判断で金品の授与を行わないよう徹底をお願いいたします。

3 参考資料

令和元年5月27日付障発0527第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」の一部改正について

4 相談・問い合わせ先

〒810-8620 福岡市保健福祉局障がい福祉課
TEL：092-711-4249 FAX：092-711-4818
E-mail：shogaishisetsu@city.fukuoka.lg.jp